

会 議 結 果 報 告 書

令和 6 年 1 2 月 1 1 日

会 議 の 名 称	令和 6 年度 第 1 回舞鶴市障害者施策推進協議会	
種 別	☒ 附 属 機 関 ☐ 懇 話 会 等	
開 催 日 時	令和 6 年 8 月 8 日（木）午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 3 時 3 0 分	
開 催 場 所	舞鶴市役所 大会議室（別館 6 階）	
出 席 者	1 9 名	
議 題	(1) 障害者計画・障害児者福祉計画の進捗状況等について (2) その他	
公 開 の 区 分	☒ 公 開	
	☐ 部分公開	[理由]
傍 聴 者 数	0 名	
審 議 結 果 及 主 な 意 見 等	別紙「議事要旨」参照	
会議録の作成様式	☐ 詳 細 ☒ 要 約	
備 考		

担 当 課	舞鶴市 福祉部 障害福祉・国民年金課 TEL （0 7 7 3） 6 6 - 1 0 3 3
-------	---

令和6年度第1回舞鶴市障害者施策推進協議会 議事要旨

【日 時】令和6年8月8日（木） 午後2時00分 ～ 午後3時30分

【場 所】舞鶴市役所 大会議室（別館6階）

【出席者】峰島委員、黒田委員、仲川委員、森下委員、品田委員、奥雲委員、
田中(國)委員、清本委員、田中(史)委員、鈴木委員、磯野委員、
桐田委員、公文委員、熊取谷委員、南委員、平委員、古橋委員、
藤井委員、福谷委員

【欠席者】高井委員、市村委員、北村委員、山本委員

【要 旨】

1. 開会あいさつ

2. 議事

(1) 障害者計画・障害児者福祉計画の進捗状況等について（資料①～⑧）

【資料の訂正】

資料②の数値目標について下記のとおり修正

- ・ 令和5年度末の施設入所者数の数値目標
→ 「138人」を「137人」に修正
- ・ 地域包括ケアシステムの構築の数値目標
→ 「毎年度29人」を「29人」に修正、5年度実績に「22人」を追記

【「障害者計画」の進捗状況について】

第4期障害者計画に掲げる9つの基本方針（30ページから54ページ）に
関連する事業等のうち令和5年度の実施状況等について、事務局から報告
主な報告内容

(1) 差別の解消、権利擁護の推進

- ・ 市HPで、対応法など周知、6年度差別解消法の啓発事業を実施予定
- ・ 虐待防止センター2件（資料⑦）、事業所研修会を開催

(2) 安全・安心な生活環境

- ・ 共同生活援助事業所 5年度に2事業所開設
- ・ 訪問看護事業所（5か所）への聞き取り調査を実施
- ・ 移動支援にかかる制度の引き続きの実施
高齢者タクシーチケット 5年度実績1,184人の利用（バス・丹鉄も）

(3) 情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援

- ・ NET119の登録方法研修 19人登録
- ・ 広報まいづる音声版の配布（13人）、計画音声版のホームページ掲載
- ・ 日常生活用具の給付品目の上限額拡大（拡大読書器・音声時計）

(4) 防災・防犯の推進

- ・個別支援計画の作成状況 (3,397 件/4,922 件要支援台帳 R6.3 末)

(5) 保健・医療の推進

- ・京都府北部歯科センターへの補助
- ・福祉医療費助成制度の拡充 (→精神障害者への拡大 R6.8~)

(6) 自立した生活の支援・意思決定の支援 (障害福祉計画の進捗状況で報告)

- ・こども家庭センターにおいて医療的ケア児を含む障害児の相談体制の位置づけ
- ・こども園・保育所等への巡回支援の継続的な実施
(R5 年度申請園児数 227 人)
- ・医療的ケア児の保育所での受入
R5 年度 中保育所 1 名 (看護師配置 2 名)
- ・新生児聴覚検査 R5 年度 227 人受診 (リファーなし)
確認検査リファー時は医療機関から報告が入るフォロー体制。
- ・医療的ケア支援
R5 年度 医療的ケア児居宅等支援事業 (居宅又は外出先、保育所等に看護師を派遣し、ケアを行う) 延 4 件
医療的ケア児支援連携会議 11 月開催

(7) 教育の振興

- ・教育環境の整備 (5 年度倉梯小のエレベーター設置と、段差解消工事)
- ・生涯を通じた多様な学習活動の充実として、視覚障害・聴覚障害のある方の成人講座など、地域住民、ボランティアが参加し地域コミュニティの形成を図る活動を行った。
- ・身体障害者福祉センターによる小学校への「出前講座」の開催
→5 年度 9 校、22 回 4 年生対象 (3~5 年生も 1 回ずつあり)

(8) 雇用、経済的自立への支援

- ・福祉施設から一般就労された人数 4 人 (6 人に対し達成できず)。
- ・障害福祉事業所製品販売促進協議会の活動
- ・優先調達法の指針の報告 (資料⑧)
- ・中丹自立協による海上保安庁への「発達障害」の出前講座

(9) 文化・芸術・スポーツ活動

- ・障害者文化作品展 5 年度 8 月に実施
- ・交流運動会の開催支援 6 月 23 日実施

【「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」について】

障害者手帳の所持者数や障害福祉サービス等の令和5年度実績について、
下記資料により事務局から報告

- 資料① 障害者手帳の所持者数
- 資料② 第6期・第2期 障害者（児）福祉計画の進捗状況（成果目標）
- 資料③ 障害福祉サービスの状況
- 資料④ 障害児サービスの状況
- 資料⑤ 補装具費給付事業
- 資料⑥ 地域生活支援事業（必須事業）の実績（令和5年度）
- 資料⑦ 舞鶴市障害者虐待防止センターについて
- 資料⑧ 舞鶴市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
を図るための令和6年度方針

【委員からの意見等】

（峰島委員） 18歳～64歳の障害者数について、療育手帳と精神手帳の所持者数は、令和4年度実績より増加しており、全国的な推移であるが、身体障害者手帳の所持者は、14人減少している。減少している理由はなにか。

（事務局） 転出や死亡により減少しているものと考えられるが、確認の上、改めて報告する。

→令和4年度と比較すると、転出及び死亡者数が約20人増加。しかし、新規手帳取得者数が横ばいであることから減少していると考えられる。

※転出及び死亡者数…令和5年度：約35人、令和4年度：約15人

（磯野委員） 転出や死亡の他にも、医療技術の発達により、手帳の交付要件に満たない人や等級見直しによる手帳の返還が、減少の要因と考えられるのではないか。

（藤井委員） 障害者手帳の所持者数は、各障害者手帳のみ所持している人の人数なのか。または、重複して所持している人も含まれているのか。

（事務局） 各障害者手帳の所持者数であるため、重複して所持している人も含まれている。

（藤井委員） 精神障害者を対象とした、JRの割引について、対象者等の具体的な情報は公表されているか。

- (事務局) J R グループが、令和 7 年 4 月より導入すると発表された。障害等級 1 級の方は本人と介護者、障害等級 2 級及び 3 級の方は本人のみが割引の対象となる。
- (峰島委員) 令和 5 年度における障害福祉サービス等の利用実績について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、利用者数はほぼ見込み通りに推移しているが、利用時間は見込みを下回っているとの報告であったが、現場としてはどのように感じているか。
- (磯野委員) 新型コロナウイルス感染症の感染により障害福祉サービスの利用が中止されると経営上は耐えられない。
- 令和 6 年度の報酬改定により、B C P の作成が義務となり、どのような状況においても事業を続けていく必要があるため、工夫をしながら利用者を受け入れていきたいと考えている。
- また、人材不足の観点から、報酬改定による加算項目が大幅に増え、事務職員が少ない中でどのように作業等を行うかが課題である。介護人材については、外国人労働者を雇用する等により確保に努めている。
- (鈴木委員) 令和 5 年度からは、新型コロナウイルス感染症による影響を他の業務で補えきれず、特に通所系サービスは厳しい状況である。令和 6 年度の報酬改定では、入所施設やグループホームへの移行を重点とした評価基準に改定されているように感じている。
- (黒田委員) まいづる福祉会の理事長をしている。
- 現場の職員からは、利用者等の間で、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加しており、グループホームのうち、短期入所として受け入れている部分を隔離棟として利用しているため、短期入所の受け入れ等ができず、経営状況が厳しいと聞いている。
- (峰島委員) 今年 3 月に作成の第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画では、令和 6 年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が一定落ち着くと想定し見込み数値を設定しているが、現状、感染者が増加しているのが実態である。
- 利用者や利用時間が減少することで、事業所の収入減が考えられる中、現状、国による支援はない状況であるが、市として支援策等を検討しているか。
- (事務局) 現時点では検討していないが、国の動向等を鑑みながら対応を考えていきたい。

(峰島委員) 利用実績が減少することで、基本報酬の単価が下がり、事業所の収入が減少する。今後、国において、新型コロナウイルス感染症に対する特例支援は、5 類への移行により実施が見込まれないため、施設の実態等のヒアリングを行うなど、市としての支援等について検討いただきたい。

(2) その他

【こども家庭センターについて】

資料として、「【当日配布資料】令和 6 年度からの変更点＜障害児＞」及びこども家庭センターに関するチラシを配布し、支援体制について、事務局から説明

【医療費助成制度の拡充について】

資料として、京都府発行チラシ「令和 6 年 8 月から精神に障害のある方への医療費助成制度が始まります」を配布し、対象者要件等について、事務局から説明

【J R の割引について】

J R における精神障害者手帳所持者を対象とした運賃割引の実施について、事務局から説明

＜主な内容＞

- J R グループが、令和 7 年 4 月より、精神障害者手帳所持者を対象とした運賃割引を実施すると発表。
- 割引の対象は、障害者手帳に記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の区分に応じ異なり、障害等級 1 級の手帳所持者は「第 1 種」に該当し、本人と介護者が、障害等級 2 級及び 3 級の手帳所持者は、「第 2 種」に該当し、本人のみが対象となる。
- 現在、交付されている精神障害者手帳には、旅客運賃減額（第 1 種、第 2 種）の区分表示がないことから、申し出があった場合は、市窓口にてスタンプを押印する等の対応を予定している。

3. その他

- 次回の会議は、来年 8 月頃の開催を予定している。
- 委員の任期が令和 7 年 7 月末までのため、来年度、各所属機関を通じて、委員改選に係る依頼をさせていただくので、ご協力いただきたい。